

富津市教育大綱

令和2年12月

富津市

富津市教育大綱

1 教育大綱の変更について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により平成27年4月に施行された同法第1条の3では、地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針（教育振興基本計画）を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとするとしてされたことから、平成28年12月に「富津市教育施策に係る大綱」を定めました。

その後の急激な少子高齢化、グローバル化及び情報化が進展する社会の中で、学校の果たすべき役割が多様化・高度化となる教育環境の変化を踏まえ、教育大綱へ反映をするため、「富津市教育大綱」を変更しようとするものです。

2 教育大綱の基本理念

富津市及び富津市教育委員会は、「人と人が温かくつながり、生涯にわたり学び、健康で活躍できるまち」を目指し、それぞれの施策を推進します。

3 基本施策

- (1) 学校教育の充実
- (2) 生涯学習の充実

4 富津市の教育振興基本計画

富津市教育施策は、富津市及び富津市教育委員会が共に目指す教育振興のための施策の方向性を示すものであり、教育基本法で地方公共団体に策定に努めるよう定めている「教育振興基本計画」となるものです。

5 富津市の教育大綱と教育施策

富津市教育委員会は、今後も市長部局との相互の信頼と連携の関係を大切にしながら、教育大綱の基本理念に基づき教育施策に沿って、本市の教育、学術及び文化の更なる振興に向け、努力されるよう期待します。